

第24回西和賀町議会臨時会

令和5年2月6日（月）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第24回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、深澤重勝君、8番、高橋宏君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮ります。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

本日の臨時会に出席を求めました内記町長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任した旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。健康福祉課長、新田由香里。建設課長、高橋光世。

以上であります。

議長 ここで、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。内記町長。

町長 おはようございます。本日の臨時議会、よろしくお願ひいたします。

私から2項目について行政報告を申し上げます。

最初に、公用車の事故に伴う損害賠償に係る専決処分について報告します。

1件目は、令和4年1月17日、大野地内において、建設課所管の除雪車が除雪作業中、周囲の確認を怠り、東北電力ネットワーク株式会社所有の電柱に接触し、当該電柱を損傷したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は46万5,532円となり、全額を保険金により支払うものであります。

2件目は、同じく令和4年1月17日、大野地内において、建設課所管の除雪車が除雪作業中、周囲の確認を怠り、東日本通信電話株式会社所有の電柱に接触し、当該電柱を損傷したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は64万3,793円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので省かせていただきますが、この冬の除雪作業が始まっていることから、除雪車による除雪作業中の安全確認を徹底するなどの注意を行い、事故防止に努めているところであります。

次に、感染症及び新型コロナウイルスワクチン接種への対応について報告いたします。町民の皆様には、日頃から基本的な感染対策の徹底にご協力いただいていることに感謝申し上げます。新規感染者数については、全国的に1月上旬をピークとし、減少傾向が続いておりますが、同時流行が懸念されるインフルエンザにも有効ですので、手洗いや場面に応じた適切なマスクの着用、室内の換気など、日々の感染対策の継続をお願いします。

また、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけについては、2類から5類へ引き下げる方針が決定しましたので、国の動向に留意の上、5類への移行に伴う対応等について町民の皆様に隨時お知らせしてまいりたいと考えております。

オミクロン株対応のワクチン接種は、町内医療機関のご協力をいただき、1月末現在で約7割の方が接種を終えております。町内での集団接種、個別接種については、1月末をもって一旦終了しておりますが、今後オミクロン株対応ワクチン等のワクチン接種を希望する方は健康福祉課にお問合せいただきますようお願いします。

また、6か月から4歳までの乳幼児を対象としたワクチン接種は、2回目までの接種を終え、3回目のワクチン接種を3月8日に予定しておりますので、接種を希望する方は接種していただきますようよろしくお願いします。

私から、以上2項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これで行政報告を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）

について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,245万9,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明します。

7ページをお開きください。町内の妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備を目的に、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援として支給する出産・子育て応援給付金を一体的に実施するための関係予算の調整をしようとするものです。

4款1項1目保健衛生総務費、出産・子育て応援給付金事業180万8,000円の増額についてですが、10節需用費5万7,000円と、11節役務費、通信運搬費4,000円の増額は、妊婦や令和4年度中に出産された方を対象にアンケート調査を実施するものです。11節役務費、オンライン相談システム初期設定手数料33万円、13節使用料及び賃借料、Wi-Fiルータ借上料1か月分9,000円、17節備品購入費、タブレット端末2台の購入経費15万8,000円をそれぞれ増額し、助産師と妊産婦との間でオンライン相談ができる環境整備を図ろうとするものです。19節扶助費、出産・子育て応援給付金125万円の増額は、妊娠の届出があった際、出産応援給付金として妊婦1人当たり5万円を給付するものです。また、出生の届出があった際には、子育て応援給付金として新生児1人当たり5万円を給付するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。16款2項3目衛生費国庫補助金、出産・子育て応援交付金120万5,000円の増額と、17款

2項3目衛生費県補助金、出産・子育て応援交付金30万1,000円の増額は、出産・子育て応援給付金事業の財源として見込むものです。

21款1項1目繰越金30万2,000円の増額は、補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

以上、提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私から1点お聞きしたいと思いますが、今回オンライン相談システムを行って、出産あるいは子育て支援をしていきたいということですが、このオンライン相談システムの詳細というか、ちょっと詳しいところをお聞かせいただきたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。ただいまご質問いただきましたオンライン相談システムについて、詳細についてお答えしたいと思います。

まず1つ目としましては、現在新生児が生まれた際に新生児訪問を町のほうで全対象に行っておりますが、そちらについて今北上市の助産師さんをお願いをして同行訪問させていただいております。その際に、新生児の方と助産師さんの相談が継続して行われたり、また緊急的な相談がある際に対応できるようにということで、1つは助産師さんのはうにタブレット端末を、もう一つは新生児のご家庭のはうにタブレット端末をお持ちしまして、そちらでオンラインをしてつなぐという方法を今取りたいということで、その体制の環境の整備の予算を計上しております。

あともう一つ、現在母子のはうの出産、子育ての関係で「母子モ」というシステムのはう導入をしておりまして、今現在は町の情報を子育てのお母さんたちに、携帯のスマートフォンでこちらからプッシュ配信で情報を流しているの

ですけれども、そういう一方的なものだけではなくて、相互に相談をしていただいて、こちらで答えるというような場合であったり、あとはテレビ会議みたいな形で全体でオンライン上で講習会だとか相談会みたいなものをできるような形で2つ今現在考えているというところで、そちらの環境の整備を今現在考えているところになります。

議長 高橋和子君。

4番 この補正は令和4年度の補正ですが、これがまた新年度に継続になっていくものなのか、そのこと1点と、それから子供たち、新生児と妊産婦ということですが、今出されている金額というのは、どのレベルまでの人数、これは人数でやはり計算されているのかどうか、その辺ちょっと具体的に。これが国の予算、補助金、県の補助金が入っているわけですが、どういう、国の何という事業の中の補助金になるのか教えてください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 ただいま和子議員さんからご質問いただきました。今回4年度の補正予算ですが、新年度に対して継続になっていくかということについてのご質問にお答えしたいと思います。

国のはうで補正予算対応しまして、今回令和4年の4月1日から対象のお子さんについてで、こちらのはうの国のはうの予算の計上が組まれましたので、それを受けまして町のほうでも組んでいるところになりますし、国のはうでもまず今後も引き続き継続していきたいということで、現在のところは来年の9月までのお子さんを対象にということですが、それも今現在国のはうでも継続して進めていきたいということでしたので、町のほうでも当初予算のはうに来年度の予算も計上しているところになります。

そして、あと今回の予算につきましては、令和4年度の4月1日に遡って支給ということになっておりますので、4月1日以降に出産をし

たお子さんを対象にというところと、それから今年度に妊娠の届出を、母子手帳の交付をされている方を対象にということで予算を組んでおります。一応今年度については、出産されている方が現在のところ8名いらっしゃいますので、8名の方に対して5万円と、それから妊娠届出の5万円と、それから出産届の5万円ということで10万円給付する予定ですし、あと今妊娠の届出をされている方々に対してということで、その分についても予算を計上しているところになります。合わせて今17名の方を対象に予算を組んでおります。

そして、国の予算と県の予算については、それぞれ国のはうで予算を、要綱が策定されておりまして、国のはうでは現在その予算のうちの3分の2を補助するということになっておりまし、県のはうでは6分の1補助するということになっておりますので、一応そちらのはうの国の要綱に従って町のはうでは予算計上したところになります。

また、来年度になりますと、またちょっとそちらのはうの負担率が変更になってきますので、国の要綱に合わせて町のはうで予算を計上しているところになります。

国については、同じような事業名で、出産・子育て応援交付金という形になって、国のはうで予算を組んでおります。

議長 高橋和子君。

4番 先ほどご説明、淀川議員のご説明の中で、北上市の助産師さんが同行されるということなのですが、その北上市の助産師さんというのはどういう待遇で、どういう位置づけになって訪問に同行されているのか。町の職員としているのか、どんな形なのでしょう。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 助産師さんにつきましては、報酬という、謝礼金という形でお支払いしておりますので、講師というような立場で来ていただいておりますので、1時間当たりの単価でお支払

いしていますし、あとはこちらに来ていただく交通費も含めてお支払いをしているというふうな形になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第2号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めるについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、除雪ドーザ。14トン級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ、ロータリ除雪装置付。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、4,180万円。

4、契約の相手方、岩手県北上市相去町平林27番地45、日本キャタピラー合同会社 北上営

業所。所長、佐藤弘。

参考までに、納期は債務負担行為を設定し、令和6年3月29日とするもので、指名業者は町外4者、入札は1月26日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 除雪ドーザの取得に関し議決を求めるについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本臨時会の議事を終了しました。
これをもって第24回西和賀町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時23分 閉 会